



鳥取県公報

令和2年7月31日（金）
第9222号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 告 示 | 青少年に有害ながん具刃物類の指定（445）（子育て王国課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 大規模小売店舗の新設の届出（446）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2 |
| | 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（447）（〃）・・・・・・・・・・ 3 |
| | 土地改良区の定款の変更の認可（2件）（448・449）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 4 |
| | 土地改良区の解散（450）（〃）・・・・・・・・・・ 4 |
| | 開発行為に関する工事の完了（451）（西部総合事務所生活環境局）・・・・・・・・ 4 |
| | 採石法による採取計画の認可の公表（452）（西部総合事務所日野振興センター）・・・ 4 |

告 示

鳥取県告示第445号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第14条の2第1項の規定に基づき、青少年に有害な
がん具刃物類を次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同条例第13条第2項の規定により告示す
る。

令和2年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 品名
銃砲型近代洋弓（ボーガン、クロスボウ）
- 2 構造
洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの

鳥取県告示第446号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出が
あったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイ薬師町店 鳥取市薬師町51
- 2 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社培園 代表取締役 伊吹 庄太郎 鳥取市薬師町53
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年3月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,108平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 84台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 収容台数 12台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 面積 40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 9の書類に記載のとおり
イ 容量 18.3立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 2か所

イ 位置 9の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和2年7月16日

9 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

10 縦覧に供する期間

令和2年7月31日から4月間

11 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

12 意見書の提出

大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第447号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ日吉津店 西伯郡日吉津村日吉津1194-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮 東京都港区浜松町二丁目4-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称) ケーズデンキ日吉津店

変更後 ケーズデンキ日吉津店

(2) 大規模小売店舗の所在地

変更前 西伯郡日吉津村日吉津1247-1ほか

変更後 西伯郡日吉津村日吉津1194-1ほか

4 変更年月日

令和2年6月26日

5 届出年月日

令和2年7月16日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和2年7月31日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び日吉津村建設産業課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、秋里江津土地改良区の定款の変更を令和2年7月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江町土地改良区の定款の変更を令和2年7月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、飯盛山土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第451号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年7月31日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 開発許可の年月日及び番号

令和2年6月23日 鳥取県指令第202000073873号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市小篠津町字本角

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市皆生温泉二丁目14-26

本角 真一

鳥取県告示第452号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和2年7月31日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 越 智 浩 明

| 名称及び代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 認可の内容 | | | 認可年月日 |
|----------------------------|---------------|--------------------------------------|------------------------|-----------------------|----------|
| | | 採石場の所在地及び面積 | 採取をする岩石の種類及び数量 | 採取の期間 | |
| 生山礦業株式会社 代表取締役 澤田 信介 | 日野郡日南町丸山340-1 | 日野郡日南町丸山字井津羽井出2158外25筆 (144,278平方 | 安山岩 (116,300立方メートル) | 令和2年7月10日から令和7年7月9日まで | 令和2年7月9日 |

| | | | | | |
|--|--|-------|--|--|--|
| | | メートル) | | | |
|--|--|-------|--|--|--|